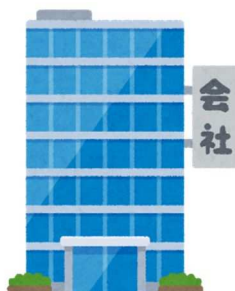


スマホで定款審査、会社登記が最短1日！

政府は2018年度から株式会社の目的などを記す定款をスマートフォン(スマホ)で認証できるようにする予定です。今は定款の認証には、公証役場に出向く必要がありますが、手続きを簡便にして起業しやすくすることが狙いです。法務局での登記が終了するまでの時間も、現在の原則10日間から将来的に最短で約24時間に短縮されます。



法務省が公証人の審査などを定めた省令を改正しますが、法制審議会での審査や、法改正は不要なため年末までに改正となりそうです。

具体的にスマホを使った認証手続きには、テレビ電話機能を使用します。起業を希望する人は、テレビ電話で公証役場と連絡をとり、公証人と話します。現在も、定款の文書は電子データで提出できますが、今後は、公証人は映像で本人を確認し、書類をチェックして定款を認証します。本人確認のための運転免許証との照合や書類の確認なども映像でやりとりする予定です。

2020年度からは、認証を終えた定款のデータを公証役場から法務局に直接送るシステムをつくりまします。定款を認証した後、すぐに登記の手続きに移れるようになります。これまでは認証後に起業希望者が公証役場からUSBメモリーなどで手渡しで受け取り、改めて法務局に出し直す必要がありました。

いまは定款を認証した後にしかできない会社登記の申請も、定款認証の依頼と同時に受け付けるようになります。認証と登記を同時並行して進めることで、登記完了まで24時間で済むようにします。現在は原則として定款の認証に7日、登記手続きに3日の計10日間程かかっています。

現行制度では、起業希望者が定款の認証を受けるには、法務局での登記の前に公証役場に出向く必要があり、公証人と面会して審査を受けます。

行政書士・司法書士を代理人に立てることもできますが、場合によっては申請者本人が出席を求められることもあり、面会の日時の調整にも時間がかかり、少人数でつくるベンチャー企業や個人事業主から「不便だ」との声も上がっていたのが現状です。

公証役場は全国で286カ所。東京都は45カ所ありますが、地方では1県に数カ所という場合も多く、オンラインで手続きができるようになれば、地方の利便性向上にもつながりそうです。

この改正については、安倍晋三首相が1月に「法人の設立登記をオンラインで24時間以内に完了するようにする」と表明し、内閣官房の「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」で具体策を検討してきました。

	現在	改正後
定款認証	役場に出向いて公証人と面会	スマホ認証
設立登記	上記、定款認証後に登記申請	定款認証と同時申請OK
期間	約10日	24時間

内閣官房は当初、公証人が審査する制度自体を廃止する案を検討していました。ただ、法務省は定款に記載された内容に不審な点があったり、資金洗浄など不適正な会社の設立をしたりする恐れがあると指摘し、スマホでの審査を導入したうえで、申込みの手続きやシステムの連携を通じて時間を短縮する案を示し、政府内で決着したようです。

(日本経済新聞 2018.5.11より抜粋)

CONTENTS

スマホで定款審査、
 会社登記が最短1日！…………… P.1

労働保険 年度更新手続き…………… P.2

健康保険・厚生年金保険
 算定基礎届の提出…………… P.2

労働保険年度更新
 ・社会保険算定基礎届
 手続き代行について…………… P.3

相続法改正
 遺産分割に関する見直し…………… P.3

「事業用定期借地権」
 とは何か…………… P.4

65歳超の雇用促進、
 育児休業取得支援などに
 活用できる助成金…………… P.5

6月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6



労働保険 年度更新手続き

労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日までに申告・納付する必要があります。

以下で、今年度における年度更新の仕組みを確認してみましょう。

1. 労働保険の年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は毎月保険料を納付していますが、労働保険料については、年に1回、当年度の概算保険料額を計算し、事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額に基づき、確定保険料額を計算します。その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付する（もしくは還付を受ける）ことになっています。つまり、平成30年の年度更新においては、以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ① 平成29年度の確定保険料額
- ② 平成30年度の概算保険料額
- ③ 平成29年度の確定保険料額と平成29年度の概算保険料額の差額

このように、事業主は確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切替更新する必要があることから、これを「年度更新」と呼んでいます。

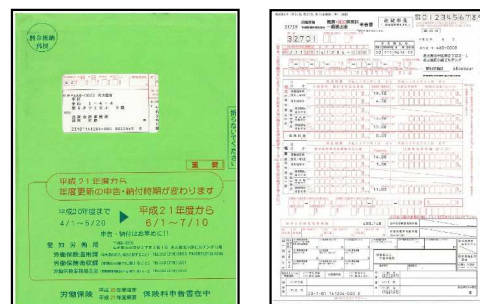
2. 労働保険の保険料の計算方法

[確定保険料]

確定保険料は、すべての労働者（雇用保険については被保険者のみ）に支払われた前年度の賃金総額に、保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

[概算保険料]

概算保険料は、当年度の賃金総額の見込み額に基づき計算することになっていますが、見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%以下である場合、前年度の賃金総額を用いて計算することになっています。



健康保険・厚生年金保険 算定基礎届の提出

1. 算定基礎届とは

社会保険の算定基礎届とは、標準報酬月額が実際の報酬額とかけ離れることのないように、年ごとに行われる見直し作業、いわゆる「定時決定」の際に提出する届出書のことです。

社会保険料は、会社と従業員である被保険者が必要な金額を折半して負担します。そして、被保険者が負担する保険料は、毎月支払われる給与や賞与などの報酬に比例した金額です。

しかし、実際に支給される報酬は毎月変動するものであるため、社会保険料やそれぞれの給付額の計算に手間がかかります。社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、その手間を省くために計算用の枠を設け、これを「標準報酬月額」として算定の基礎としています。

2. 算定基礎届の対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者です。ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方



3. 標準報酬月額の考え方

標準報酬月額の計算には、残業代や各種手当も算定対象に含まれます。毎月変わる給与額をその都度計算しているのでは手間がかかりすぎるため、「標準報酬月額」として固定します。

標準報酬月額の算定対象となる期間は4月、5月、6月の3ヶ月です。毎年7月1日現在でその事業所に使用されているすべての被保険者について、この3ヶ月の報酬総額を3で割って報酬月額を算定します。

労働保険年度更新・社会保険算定基礎届 手続き代行について

左ページでご案内した通り、労働保険年度更新手続きと社会保険の算定基礎届の提出期限が、**2018年7月10日(火)まで**となっております。

期限に遅れることのないようご注意ください。なお、当事務所では、今年度も、これらの事務手続き代行を行っております。

面倒な年度更新手続き等も、当事務所に是非おまかせください。

なお、各事務手続き代行手数料につきましては、右表のとおりです。給料総額などにより変動するケースもありますので、まずはお気軽にご相談ください。

<手続き代行手数料>

労働者数	年度更新	算定基礎届
1~4人	15,000円	10,000円
5~9人	20,000円	13,000円
10~19人	28,000円	15,000円
20人以上	33,000円~	20,000円~

〔 ※ 年度更新手続きについて、労働保険事務組合に委託されている場合は、当事務所では手続きできませんのでご了承ください。
 ※ 一括有期事業等の場合は、右記表を適用いたしません。別途お問い合わせください。 〕

相続法改正 遺産分割に関する見直し

今国会に提出されている民法改正案「遺産分割に関する見直し」についてご説明します。これは、配偶者の居住権を認めるなど配偶者を手厚く保護する内容となっております。



◆ 20年連れ添った配偶者なら

被相続人から遺贈や生前贈与による特別受益を受けた相続人があった場合には、相続財産にその特別受益の金額を加えた上で、それぞれの相続分の算定を行います(民法第903条)。これを「持戻し」といいます。

現行法では、被相続人がこの持戻しをしなくても良い旨の意思表示をしていた場合には、この持戻しが免除されます(同条第3項)。これを「持戻し免除の意思表示」といいますが、今回の改正案では、「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住建物等の遺贈又は贈与については、持戻し免除の意思決定があったものと推定する」との内容が追加されています。

つまり、20年以上連れ添った配偶者に住んでいた家を贈与していた場合、その家は遺産分割の対象に含める必要がなくなるため、配偶者はそれ以外の預金等の財産についても多く相続できるようになります。配偶者を手厚く保護する施策となっております。

◆ 遺産分割前でも預金を出せる!?

現行法では、相続開始後、遺産分割前の被相続人の預貯金口座は凍結され、払戻すには相続人全員の同意が必要です。これにより、葬儀費用や債務の支払、家族の生活資金等、「差しあたった資金が引き出せずに困った…」というケースは非常に多いのではないのでしょうか。

今回の改正案は、この点においても相続人に配慮しています。遺産分割前であっても相続人が払戻し請求ができる、次の2つの方法が示されました。

① 家庭裁判所の保全処分を利用して払戻し

家庭裁判所に対して遺産分割の審判又は調停の申立てを行い、これと併せて仮払の申立てをする方法です。裁判所が必要と認めた場合には、預貯金の全部又は一部を仮取得することができますが、裁判所への申立てを要するため手続きが煩雑で、費用や時間がかかります。

② 家庭裁判所の判断を経ないで払戻し

遺産分割前であっても相続人が単独で払戻し請求ができる方法です。但し、払戻しできるのは次の金額の範囲内に限られます。

払戻額 ≤ 相続開始当時の預貯金残高 × 1/3 × その相続人の法定相続分(上限額を別途規定予定)

①と異なり払戻しできる金額に上限がありますが、裁判所での手続きもなく、直接金融機関の窓口で手続きができます。他の相続人の同意なしに相続人一人で手軽に払戻しできますので、正式に法制化された後は、こちらが日常的に利用されるのではないのでしょうか。この他、遺産の「一部分割」や、遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲についても、改正案に盛り込まれています。

「事業用定期借地権」とは何か

◆ 一定期間で終了できる借地権のこと

定期借地権は、1992年に改正された借地借家法に基づく制度です。日本では従来から借地人の権利が強く保護されており、「土地を貸したら二度と戻ってこないと思え」というくらいでした。これでは土地のオーナーは土地を貸したがりなくなるため、一定期間で必ず返してもらえる借地権の制度が創設されました。

今までの借地権との違いについては、下表を参照してください。重要な点は、「一般定期借地権」「事業用定期借地権」と、「建物譲渡特約付借地権」が新たに設定されたことで、居住目的以外に事業目的として利用しやすい制度になったことです。

◆ 事業用定期借地権の特徴

事業用定期借地権は、ロードサイド型商業施設でよく利用されるようになりました。土地のオーナーとしては、相続税対策の面と土地がいずれは返還されること、テナント側は、店舗運営事業費の圧縮ができることなどから、双方にメリットがあります。

借地権は、①期間、②目的、③契約の方法、④借地の終了の方法、⑤終了時の建物の扱いで分類できます。

事業用定期借地権の期間は、10年以上50年未満で設定できます（従来は10年以上20年以下でしたが、2008年に改正）。50年以上の借地権を設定する場合には、一般定期借地権を利用することになります。

借地の目的は、名前のとおり事業を行うためで、居住用でないことが明記されているため、憲法で保障される生存権との関連を考慮する必要はありません。そのため、契約の方法について、契約更新をすることは最初から予定されず、存続期間を延長することはできません。

また、事業用定期借地権の設定契約は通常の契約書ではなく、公正証書によって行います。

最後に、借地権終了時においては、建物を取り壊し更地にして返還することが原則です。建物をオーナーに買い取るよう請求することもできないわけです。

定期借地権のメリット

(1) 土地を取得するのに比べて安価に土地を利用できることで、トータルの事業費を圧縮できる(事業費の圧縮)
(2) 前払い賃料を毎年均等に経費化することもでき、財務処理方法の幅が広がった(均等な経費化)
(3) 事業用定期借地権期間が延長されたことで、長期的に安定して土地を利用できる(長期的な安定)
(4) 貸主との協議で、更地返還を前提としない運用方法も多くなり、こうした場合には企業の負担も軽減される(更地にせず返還可能)

定期借地権と普通借地権について

	普通借地権	定期借地権		
		一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権
借地権存続期間	30年以上	50年以上	10年以上50年未満	30年以上
借地の利用目的	制限なし	制限なし	事業用に限る (住居は不可)	制限なし
契約の形式	制限なし (口頭でも契約は成立)	書面での契約	公正証書での契約	一般定期借地権に譲渡特約を付す場合は、書面での契約
その他	正当な事由がない限り、地主(貸主)が契約の更新を拒絶できない	原則として更地にして地主(貸主)に返還	原則として更地にして地主(貸主)に返還	30年以上を経過した時点で、地主(貸主)が建物を買取る

65歳超の雇用促進、育児休業取得支援などに活用できる助成金

◆ 65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)

65歳超継続雇用促進コースとは、65歳以上への定年引上げ定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度のいずれかの措置を導入し、実際にこの措置の適用を受ける60歳以上の被保険者がいる場合に支給される助成金です。

支給額は右表1、2のとおりで、ともに白抜き部分が今年度において変更となり、60歳以上の被保険者数が2人以下であれば支給額が減額、10人以上であれば支給額が増額となりました。

また、今年度より支給要件が追加されており、高年齢者雇用推進員の選任に加え、高年齢者雇用管理に関する措置を実施する必要があります。例えば、職業能力の開発及び向上のための教育訓練、作業施設・方法の改善などを実施することがこれに該当します。

表1 65歳以上への定年引上げ・定年の定め廃止の場合の支給額

措置内容 60歳以上の 被保険者数	65歳まで引上げ (5歳未満) (5歳)		66歳以上に引上げ (5歳未満) (5歳以上)		定年の定め 廃止
	1~2人	10万円	15万円	15万円	
3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

表2 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度導入の場合の支給額

措置内容 60歳以上の 被保険者数	66~69歳まで (4歳未満) (4歳)		70歳以上 (5歳未満) (5歳以上)	
	1~2人	5万円	10万円	10万円
3~9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

いずれも()は引上げ幅

◆ 両立支援等助成金(出生時両立支援助成金)

出生時両立支援助成金とは、男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組みを行い、一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給される助成金です。

女性の就業を後押しするために男性の育児参加が必要なものもあり、今回、拡充が行われました。

具体的には、助成金の支給要件のうち、過去3年以内に男性の育児休業取得者がいないこと、という要件が廃止されました。また、支給は1年度に1人までとされていましたが、今年度より10人まで(ただし、既に育児休業取得実績のある企業においては初年度9人まで)となり、右表3の支給額となりました。2人目以降については、育児休業期間の取得日数に応じて支給額が増額される仕組みとなっています。

なお、生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。また、助成金には様々な要件が設けられているため、事前に確認しておきましょう。

表3 両立支援等助成金(出生時両立支援助成金)の支給額

		中小企業	中小企業以外
1人目		57万円	28.5万円
2人目以降	5日以上14日未満	14.25万円	-
	14日以上1ヶ月未満	23.75万円	14.25万円
	1ヶ月以上(※)	33.25万円	23.75万円
	2ヶ月以上	-	33.25万円

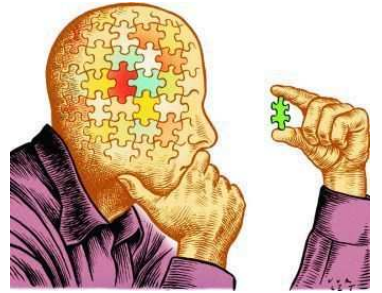
※中小企業以外は2ヶ月未満

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月~当年5月分)の納付	納 期 限 6月11日(月)
所得税の予定納税額の通知	6月15日(金)
4月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 } 納 期 限 } 7月2日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

「あなたのせいだ」と 相手を責めたくなくなったときこそ、
その指先を自分に向けよう。
「原因自分」の考え方が失敗を生かし、人を成長させる。



「こうなったのはおまえのせいだ」と相手を指さす。そのときの指のかたちを見てください。
相手に向かっているのは人差し指だけで、残りの指はほとんど自分を指し示しているでしょう。
物事がうまく進まなくて人を責めたくなくなるときでも、その責任は、じつはおおむね自分にあるものなのです。

ユニ・チャームには、「原因自分論」という組織風土が根づいています。
四十五年の歴史のなかで、二度の減収減益がありました。非常に残念で口惜しくもありましたが、
その状況で経営を立て直せるかどうかは、まず他人ではなく、失敗やトラブルの原因をすべて自分の非力に求めて、
その自分を基点に解決や対処をしていこうという姿勢です。

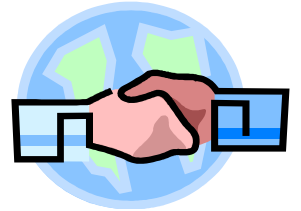
素直に自責の態度を心がけて、みずから失敗の要因を改める「原因自分論」。
変化したぶんだけが人生の成長だと評価して日々を送る「変化価値論」。
経営の目的は「つねにお客さまに尽くしつつこそナンバーワン」。
以上の三つが、ユニ・チャームのDNAです。

(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一朗著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

